

**～今日から ここから みんなから～**  
**第2次なすから男女共同参画計画**  
**(原案)**

令和6年 月

那須烏山市



## 目次

### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の位置付け	6
4 計画の期間	6

### 第2章 那須烏山市の現状

1 統計からみる那須烏山市の現状	7
2 市民意識調査結果	10
3 本市の現状と課題	17
4 男女共同参画推進計画数値目標の達成状況	18
5 男女共同参画推進団体等の意見	19

### 第3章 計画の基本的な考え方

1 市の将来像	21
2 基本の視点	21
3 基本目標	22
4 計画の体系	23

### 第4章 計画の内容

1 計画の内容	24
基本目標1 男女共同参画の意識づくり	
施策の方向1 男女共同参画の理解促進	24
施策の方向2 男女共同参画に関する教育・学習の充実	26
施策の方向3 配偶者等に対する暴力の根絶「DV防止基本計画」	27
基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり	
施策の方向1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	29
施策の方向2 地域・社会における男女共同参画の推進	30
施策の方向3 働く場における女性活躍の推進「女性活躍推進計画」	31
基本目標3 互いを支え合える社会づくり	
施策の方向1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)の環境整備	33
施策の方向2 生涯にわたる健康づくりの推進	35
施策の方向3 様々な困難等を抱える人々への支援	36
2 計画の数値目標	38

## 第5章 計画の推進

1 推進体制の充実	39
2 計画の進行管理	40

## 資料編

那須烏山市男女共同参画推進委員会設置及び運営規程	
那須烏山市男女共同参画推進委員会委員名簿	
計画策定の経緯	
男女共同参画社会基本法	
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

那須烏山市では、「～今日から ここから みんなから～ なすから男女共同参画計画」を平成30年3月に策定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

しかしながら、働き方や暮らし方の変革が求められる今、未だ社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在していることや、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者やパートナーからの暴力・性暴力の増加・深刻化が後を絶たない状況であること、女性の雇用、所得への影響等、多くの課題が残されている中で、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させることが必要になっています。

このような動向を踏まえ、男女が互いに人権を尊重し合い、自らの意思と責任により社会のあらゆる分野に対等に参画し、誰もがいきいきと生きられる男女共同参画社会の実現に向けて取り組むとともに、あらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させる計画として、「第2次なすから男女共同参画計画」を策定するものです。

なお、本計画は、「市町村男女共同参画計画」としての単独の計画ではなく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」に基づく「市町村DV防止基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく「市町村推進計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年5月制定、令和6年4月施行）に基づく「当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含しています。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国際的な動き

国際連合は、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」と定め、この年に第 1 回の世界会議「国際婦人年世界会議」が開催され、『世界行動計画』が採択されました。

また、国際婦人年に続く 10 年間を「国際婦人の 10 年」とし、国際婦人年の目標である「平等・発展・平和」の達成のための努力が行われることとなり、昭和 54 年（1979 年）には、女性差別を撤廃し、男女の完全な平等を達成するための「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）が採択されました。

平成 7 年には、第 4 回世界女性会議において、21 世紀に向けた「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。この「行動綱領」は、女性の地位向上のための国際的基準となっており、「北京宣言」後も定期的に実施状況の評価・見直しが行われています。

平成 23 年（2011 年）には、既存のジェンダー※関連 4 機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント※のための国連機関（UN Women）」が設立され、世界、地域、国レベルでこれらの活動をリード、支援しています。

平成 26 年（2014 年）の第 58 回国連婦人の地位委員会では、日本の提案による「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が採択されました。

平成 27 年（2015 年）国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連加盟 193 か国の全会一致で採択されました。2030 年までに全ての国が取り組むべき 17 の目標と 169 のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」（SDGs）が掲げられ、「誰一人、取り残さない」社会を目指して国際社会が一致して取組を進めています。SDGs では、目標 5 として「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが位置づけられました。

令和 5 年には、G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合において、「コロナ禍での教訓を生かす」ことや「女性の経済的自立」などについて話し合われ、共同声明「日光声明」が採択されました。ジェンダー平等や女性の地位向上など、「あらゆる多様性を持つ女性と女児、LGBTQIA+の人々の人権と尊厳が尊重される社会の実現に向けて努力を続ける」ことなどが明記されました。



※ジェンダー…生物学的に個体が有する性別（セックス）に対し、社会的・文化的に形成された役割などの社会的性差のこと。

※エンパワーメント…力をつけること。自ら能力を高め、政治・経済・社会など社会のあらゆる分野で力を持った存在になること。

## (2) 国の動き

我が国においても、世界の男女共同参画の動きと連動し、女性差別の解消と男女共同参画に向けた取組が進められてきました。

平成11年に男女共同参画審議会の答申を受けて、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年には同法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年に制定された「DV防止法」は、令和元年に改正され、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化され、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることが明確化されました。

平成27年に制定された、「女性活躍推進法」も、令和元年度に改正され、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる職業環境をさらに整備するため、「女性活躍推進法附則」に基づく見直しの検討を実施し、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大やハラスメント対策の強化等の措置を構ずることとなりました。

平成30年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とした、国、地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。令和3年6月には改正され、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等の取組の促進や、性的な言動等に起因する問題への対応を含む、国、地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

同年には、「働き方改革関連法」が成立し、少子高齢化による労働人口の減少や、育児や介護との両立など、働く人のニーズの多様化、企業におけるダイバーシティの実現の必要性等の課題を解決することを目的とし、平成31年4月から段階的に施行、企業等に対し、時間外労働の上限規制、フレックスタイム制の拡充などを行うこととされました。

令和2年に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として次の4つを提示し、男女共同参画計画の形成の促進を図っています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

同年には、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定し、令和2年度から4年度までの3年間を集中強化期間として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めることとされました。令和4年には、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6年4月に施行されることになりました。

令和5年4月には、すべての子どもが自立した個人として平等に健やかで幸せな状態で成長することができる社会の実現を目指し、子どもや子育て当事者の視点に立った政策立案や、子どもや家庭の抱える様々な課題に対し包括的支援を行うことを目的に、「子ども家庭庁」が設置されました。

同年には、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」（女性版骨太の方針2023）が提示され、企業における女性登用の加速化のため、プライム市場に上場する企業について女性役員の比率を2030年までに30%以上とする目標が示され、育児期の柔軟な働き方の推進として、「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、制度面と給付面の両面からの対応を強化することが提示されました。

### （3）県の動き

栃木県では、「男女共同参画社会基本法」を受けて、平成13年に「とちぎ男女共同参画プラン」が策定されました。

平成17年には、DV防止に基づく「DV防止計画」が策定され、平成20年に改定が行われました。その後、改定を重ね令和4年3月にこれまでの取組状況や社会情勢等の変化等を踏まえながら、「DVを許さない社会づくりの推進」、「DV被害者支援対策の充実」、「DV対策の推進体制の充実」を基本目標に定めた第4次改訂が行われました。

平成28年には、「女性活躍推進法」を受けて「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」が策定されました。県民のニーズの多様化やグローバル化等に対応するためには、新たな価値を創造し、リスク管理等への適応能力を高めるといった観点からも、女性の活躍推進が求められていることを受け、令和3年に第2期計画を策定し、一層の男女共同参画社会の推進を図っています。

令和4年9月には、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、「とちぎパートナーシップ宣誓制度」が導入され、宣誓カードの提示により県をはじめ市町等が提供するサービスの利用が可能となりました。

また、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を推進してきましたが、未だ根深く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や配偶者やパートナーからの暴力（DV）による被害が依然として後を絶たない状況にあるなど、男女共同参画社会を実現するためには、多くの課題が残されています。そのため、令和3年策定した、「とちぎ男女共同参画プラン（5期計画）」に基づき、各種施策が総合的に推進されています。

女性に偏る家事の平等な分担を目指そうと、家事分担や家事時間削減を目的とした「とも家事」を推進し、令和5年10月には、11月22日を栃木県独自の「とも家事の日」と制定し機運醸成を図っています。



#### (4) 市の動き

こうした国・県の動きや社会環境の変化のなか、本市では平成30年に策定した「～今日から ここから みんなから～ なすから男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってきました。さらに、「DV防止法」に基づくDV防止基本計画、「女性活躍推進法」に基づく女性活躍推進計画も位置付け、DVを容認しない社会や女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しています。

令和4年3月には、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、「那須烏山市次世代育成支援・女性活躍特定事業主行動計画NA+KA+MA（仲間）プラン」を策定しました。今後は、SDGsを踏まえ、「市民に寄り添い市民協働のまちづくり」を推進するために、地域社会の牽引役として、職員が性別にかかわらず働きやすく、キャリア形成を行える環境づくりや働き方改革に率先して取り組み、ワーク・ライフ・バランス（生活と仕事の両立）を実現し、市民サービスの向上に努めます。

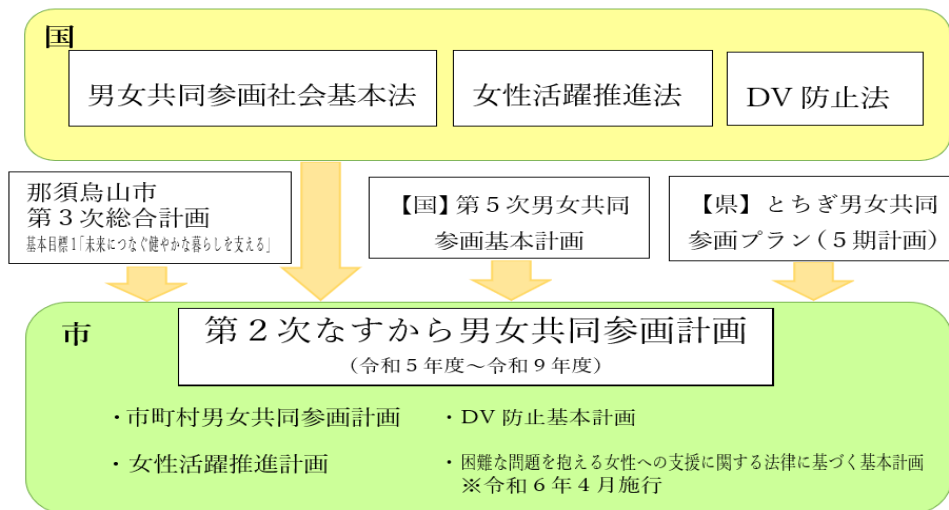
また、パートナーシップ宣誓制度を令和5年4月から導入し、全ての市民の人権が尊重され、お互いに多様な生き方や価値観を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、市民の誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指していきます。

令和5年度には、市の最上位計画に位置付けられる「那須烏山市第3次総合計画」が運用を開始し、中長期的な展望のもと目指すべき市の未来像を描き、その実現に向けた目標を明確にするとともに、令和5年度からの5年間に市が取り組むべき重要政策をまとめ、計画の基本の視点である、「新たな未来への第一歩 市民が主役のまち 那須烏山市」を目指しています。

### 3 計画の位置付け

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に相当するものです。
- (2) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「とちぎ男女共同参画プラン（5期計画）」のほか、市の「那須烏山市総合計画」をはじめとする市の各計画、プランとの整合を図った計画です。
- (3) この計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画（女性活躍推進計画）」に相当するものです。
- (4) この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画（DV防止基本計画）」に相当するものです。
- (5) この計画は、令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の第8条第3項に基づく、「当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものです。

計画の位置付け（イメージ）



### 4 計画の期間

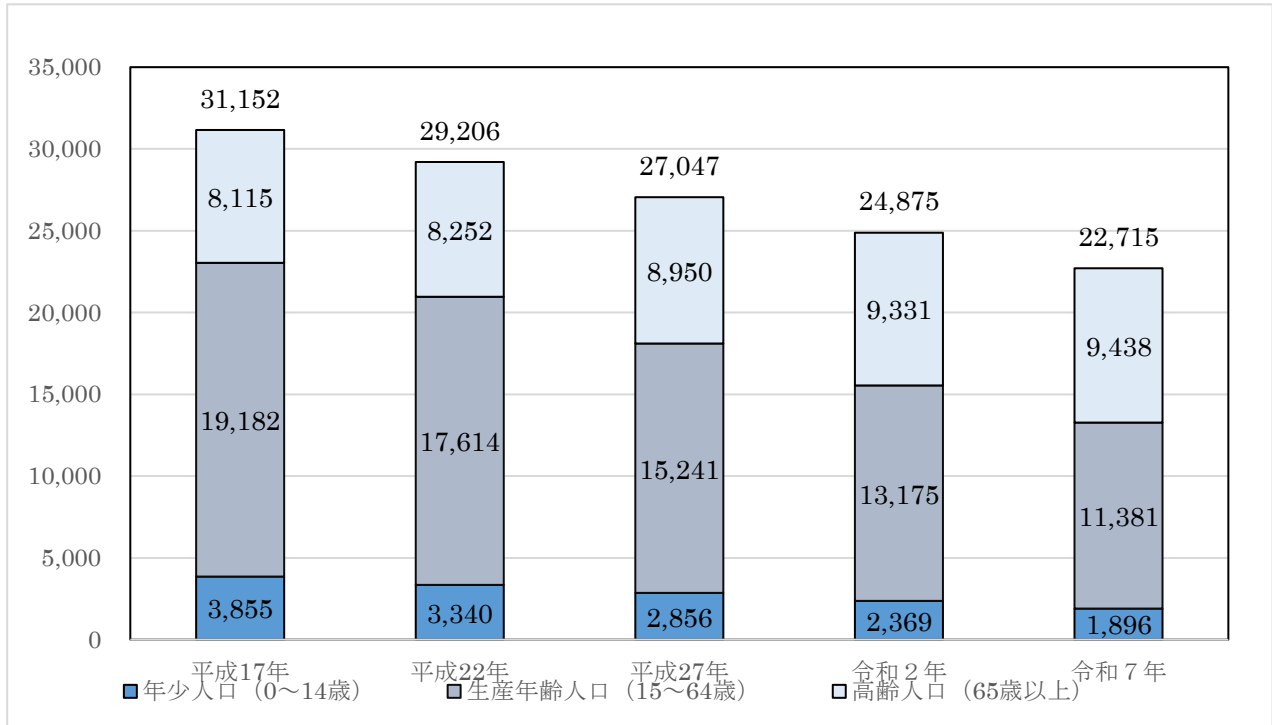
この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを適宜行います。

2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年
第2次那須烏山市男女共同参画計画					第3次那須烏山市男女共同参画計画				

## 第2章 那須烏山市の現状

### 1 統計からみる那須烏山市の現状

#### (1) 人口の推移



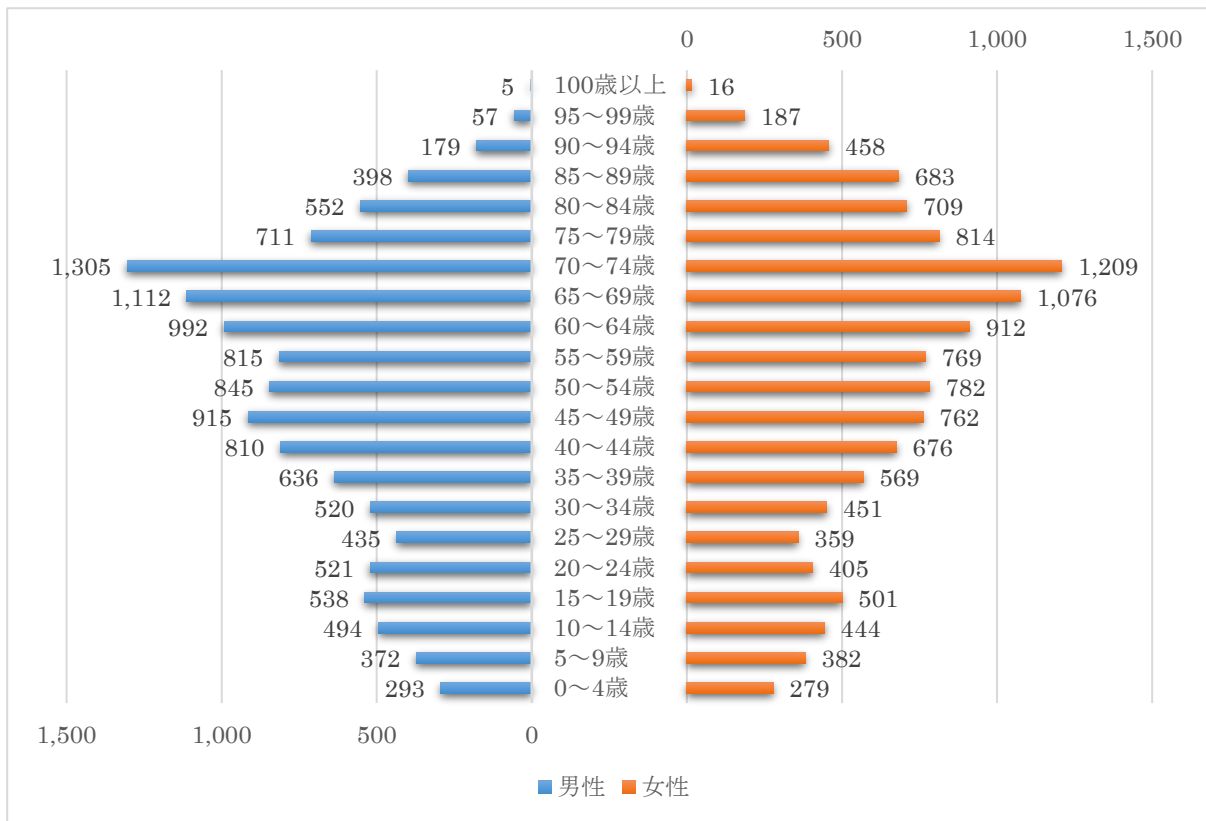
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在※年齢不詳含まない）

※令和7年は那須烏山市第3次総合計画による推計

本市の人口は減少が続いており、平成17年での31,152人に対し、令和2年では24,875人と6,277人の減となっています。また、令和7年には、22,715人になる見込みです。

年齢3区分別の構成比では、年少人口及び生産年齢人口がいずれも減少しているのに対して、高齢人口は増加を続けています。

## (2) 5歳階級別人口ピラミッド（男女別）

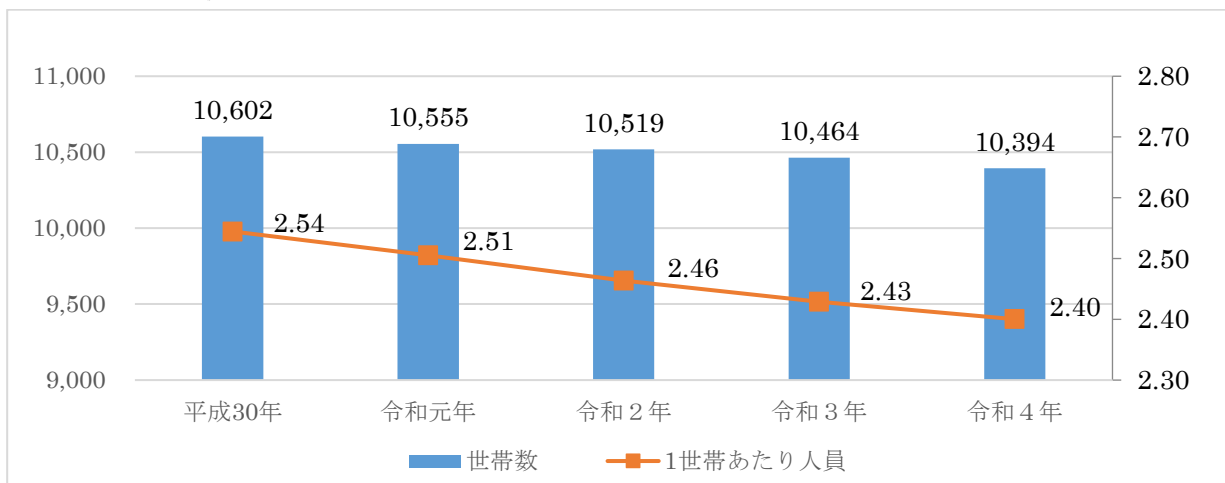


資料：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）

人口ピラミッドで見ると、男性も女性も70～74歳の人口が最も多く、次いで65～69歳が男女ともに多くなっています。

また、平均寿命の違いなどから75歳以上の高齢期で女性の割合が高くなる傾向があります。

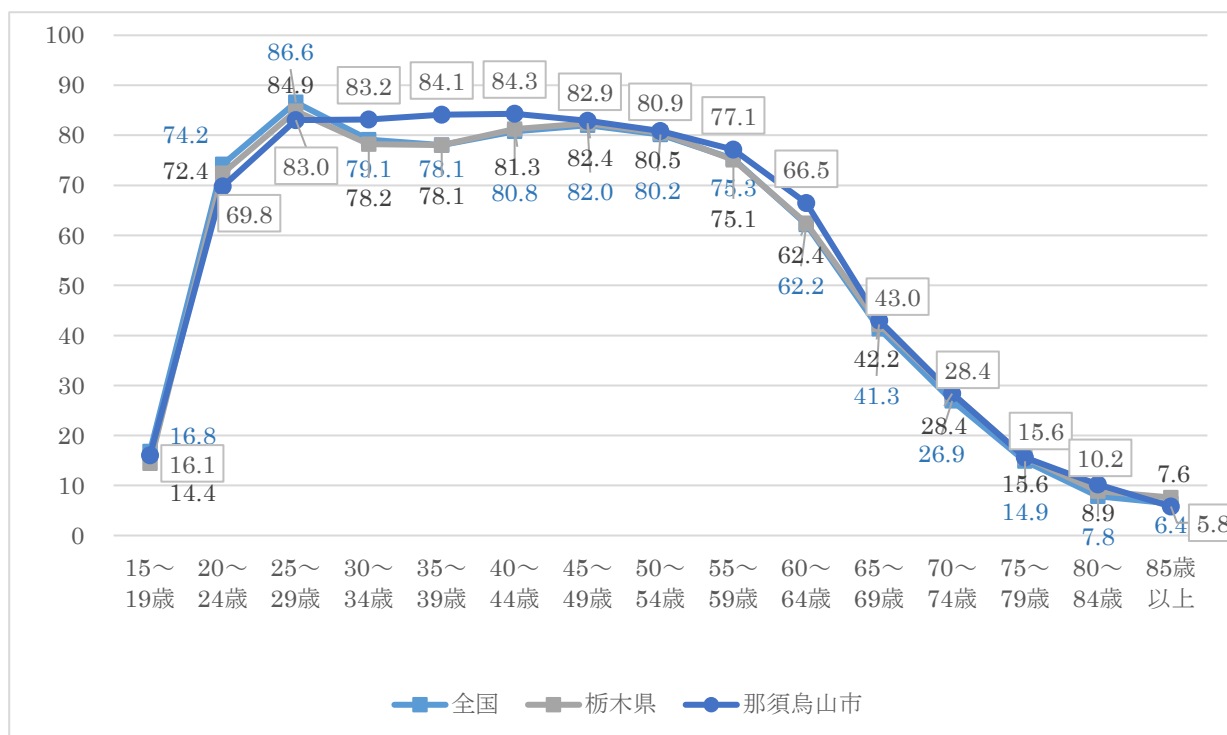
## (3) 世帯の状況



資料：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）

本市では、世帯数が少しずつ減少を続けています。また、一世帯あたり人員も減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいることがわか

#### (4) 女性の就労状況



資料：令和2年国勢調査

本市の女性の就労率については国や県と比較して高い傾向にあります。年代別に見ると、35歳～39歳の就業率は6ポイント程度上回っています。国・県では、25～29歳で就業率が最も高くなるのに対して、本市では40～44歳が最も高くなっています。また、30歳～69歳の幅広い年代で国や県よりも高くなっています。

## 2 市民意識調査結果

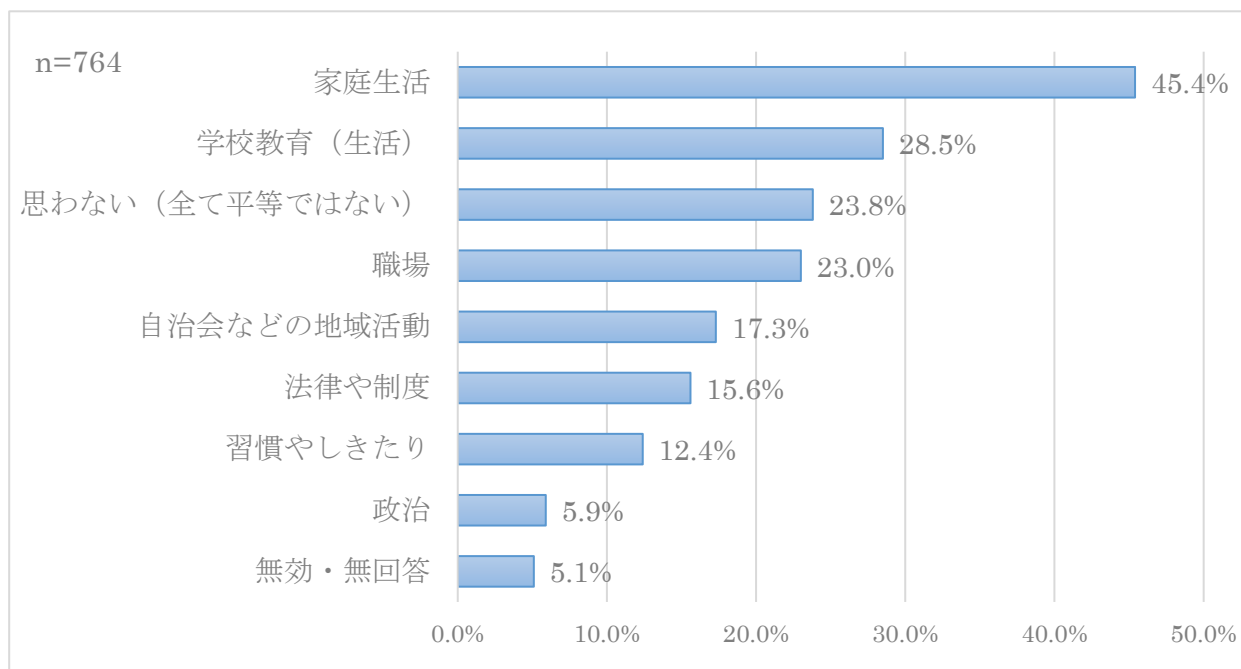
調査対象	18歳以上の市民から無作為抽出
標本数	2,000人
調査方法	郵送による調査票の配付 郵送及びインターネット（パソコン・スマートフォン）による回収
調査時期	令和3年11月
有効回答数	764人（内インターネットでの回答 147人） 【男性344人、女性399人 不明21人】
回答率	38.2%

	10代後半	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
回答率	4.2%	9.0%	12.8%	13.4%	16.6%	22.1%	20.6%	1.3%
回答数	32	69	98	102	127	169	157	10

## (1) 男女平等感に関する意識について

◇男女の在り方が平等だと思うもの

様々な場における男女の平等については、「家庭生活」がどの年代についても割合が高くなっています。「学校教育（生活）」については、年齢が下がるほど割合が高くなり、10代後半では、50.0%になっています。



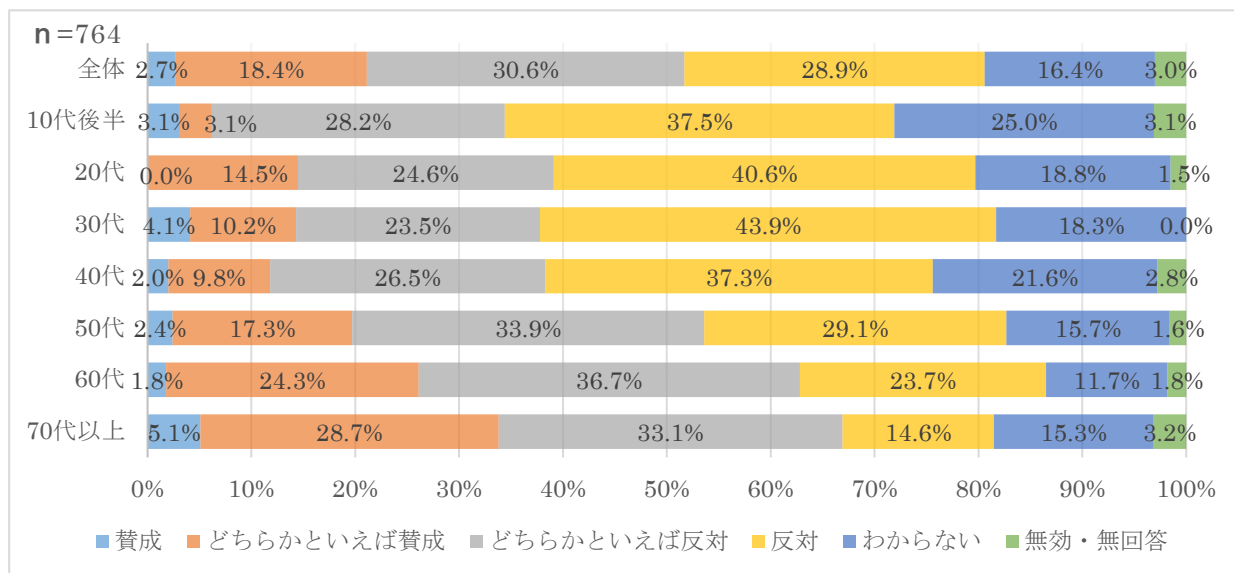
		回答数	家庭生活	学校教育（生活）	思わない（全て平等ではない）	職場	自治会などの地域活動	法律や制度	習慣やしきたり	政治	無効・無回答
全体		764	45.4%	28.5%	23.8%	23.0%	17.3%	15.6%	12.4%	5.9%	5.1%
年齢	10代後半	32	40.6%	50.0%	34.4%	25.0%	9.4%	6.3%	6.3%	0.0%	3.1%
	20代	69	46.4%	34.8%	23.2%	24.6%	11.6%	13.0%	13.0%	1.4%	0.0%
	30代	98	46.9%	31.6%	30.6%	27.6%	5.1%	13.3%	6.1%	4.1%	0.0%
	40代	102	39.2%	29.4%	25.5%	29.4%	6.9%	13.7%	9.8%	5.9%	4.9%
	50代	127	44.1%	29.9%	23.6%	27.6%	16.5%	16.5%	10.2%	5.5%	2.4%
	60代	169	40.8%	27.2%	25.4%	23.7%	21.3%	20.7%	13.0%	7.7%	4.7%
	70代以上	157	57.3%	20.4%	16.6%	11.5%	33.1%	15.3%	21.0%	8.9%	8.9%

※年齢不明（回答数10）については省略

## (2) 固定的な性別役割分担について

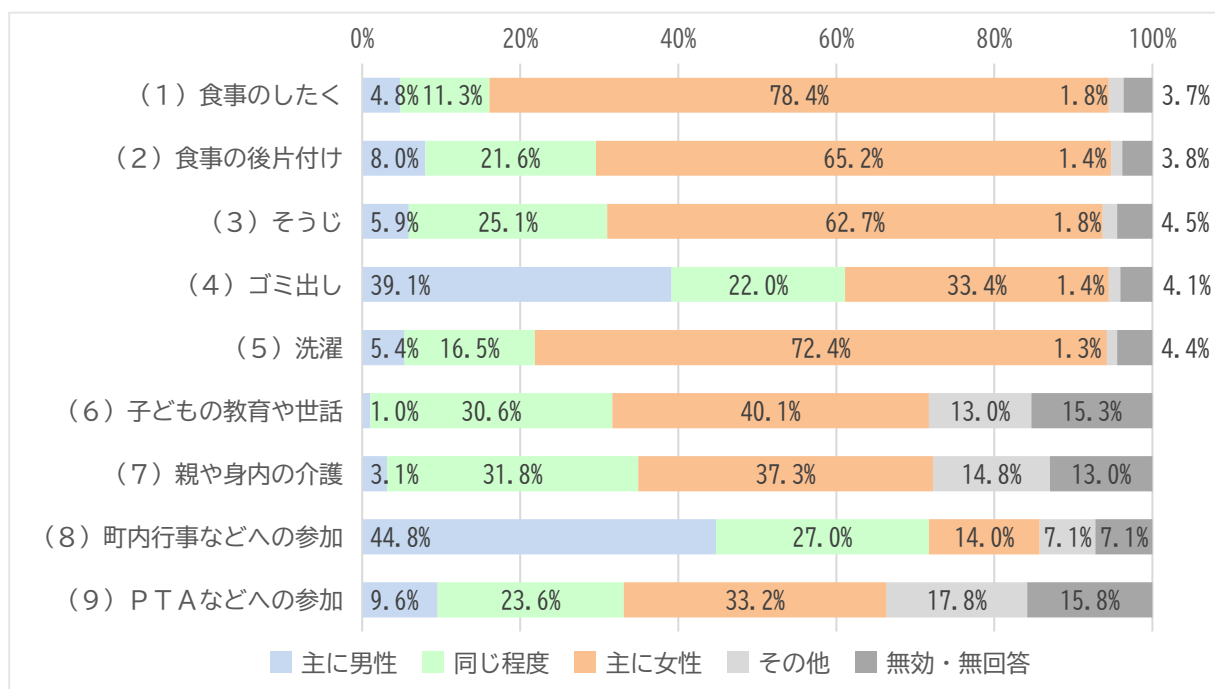
◇「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について

「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という従来の固定的な性別役割分担意識については、どの年代についても「賛成」、「どちらかといえば賛成」の割合よりも「どちらかといえば反対」、「反対」の割合が高くなっています。また、若年層ほど反対とする割合が高くなっています。



◇家庭における男性・女性の役割分担

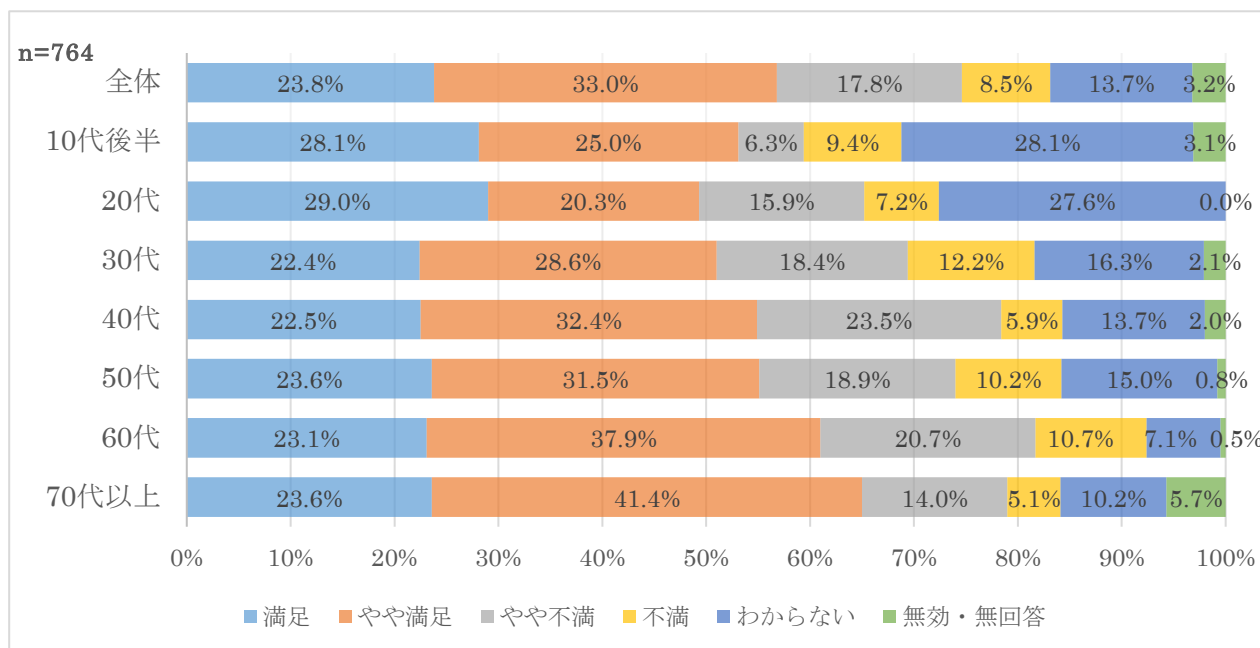
「ゴミ出し」、「町内行事などへの参加」は4割近くが男性の担当になっています。一方で、「食事のしたく」や「食事の片付け」、「洗濯」などの家事全般については女性が担当する割合が高くなっています。育児や介護については、平等に分担している傾向がみられます。





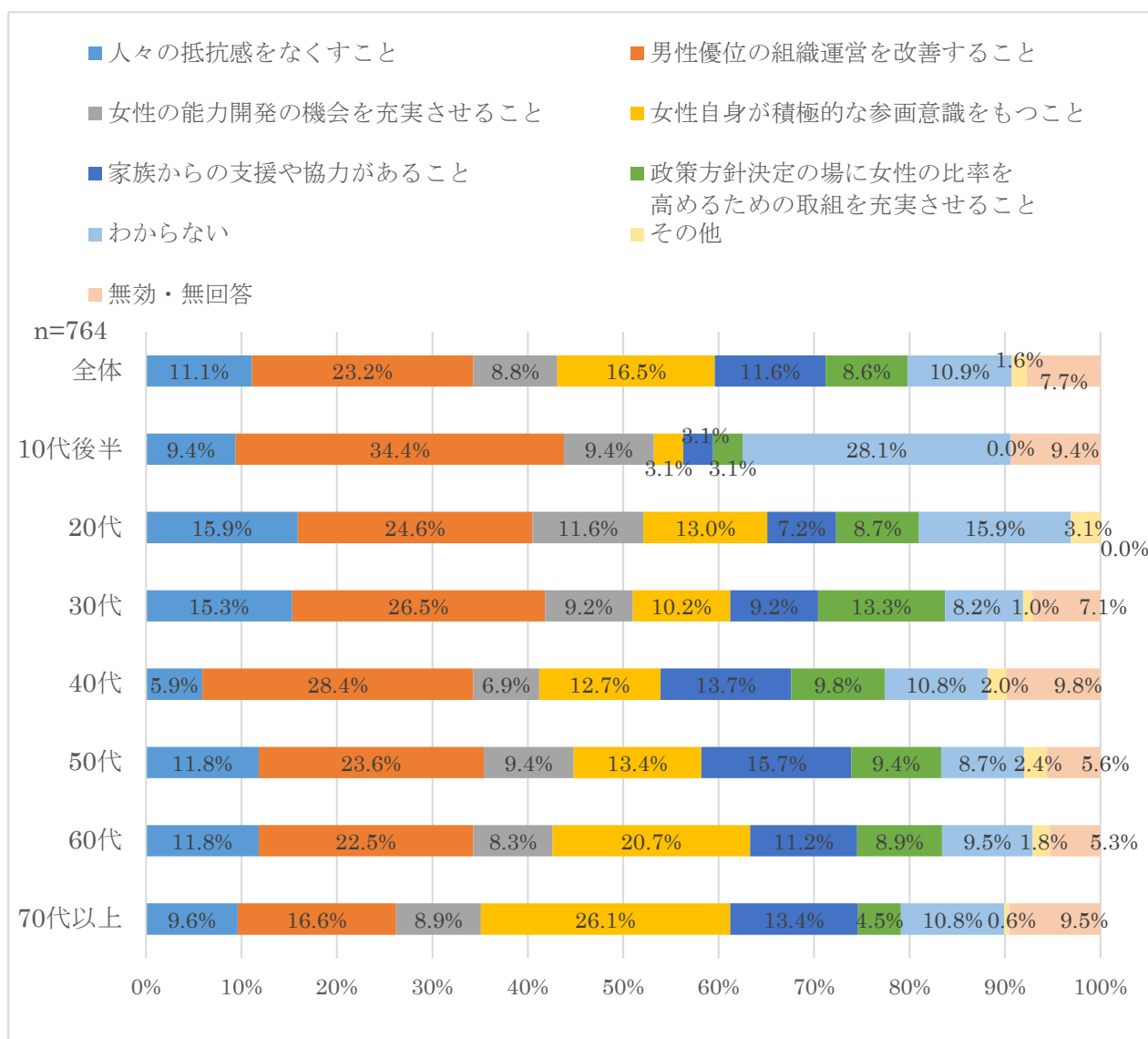
### ◇家庭における役割分担に対する満足度

家庭における役割分担に対する満足度は、どの年代についても「満足」、「やや満足」の割合が5割近くになっています。一方で、30代～60代の年代では、「やや不満」、「不満」の割合が約3割と高くなっています。



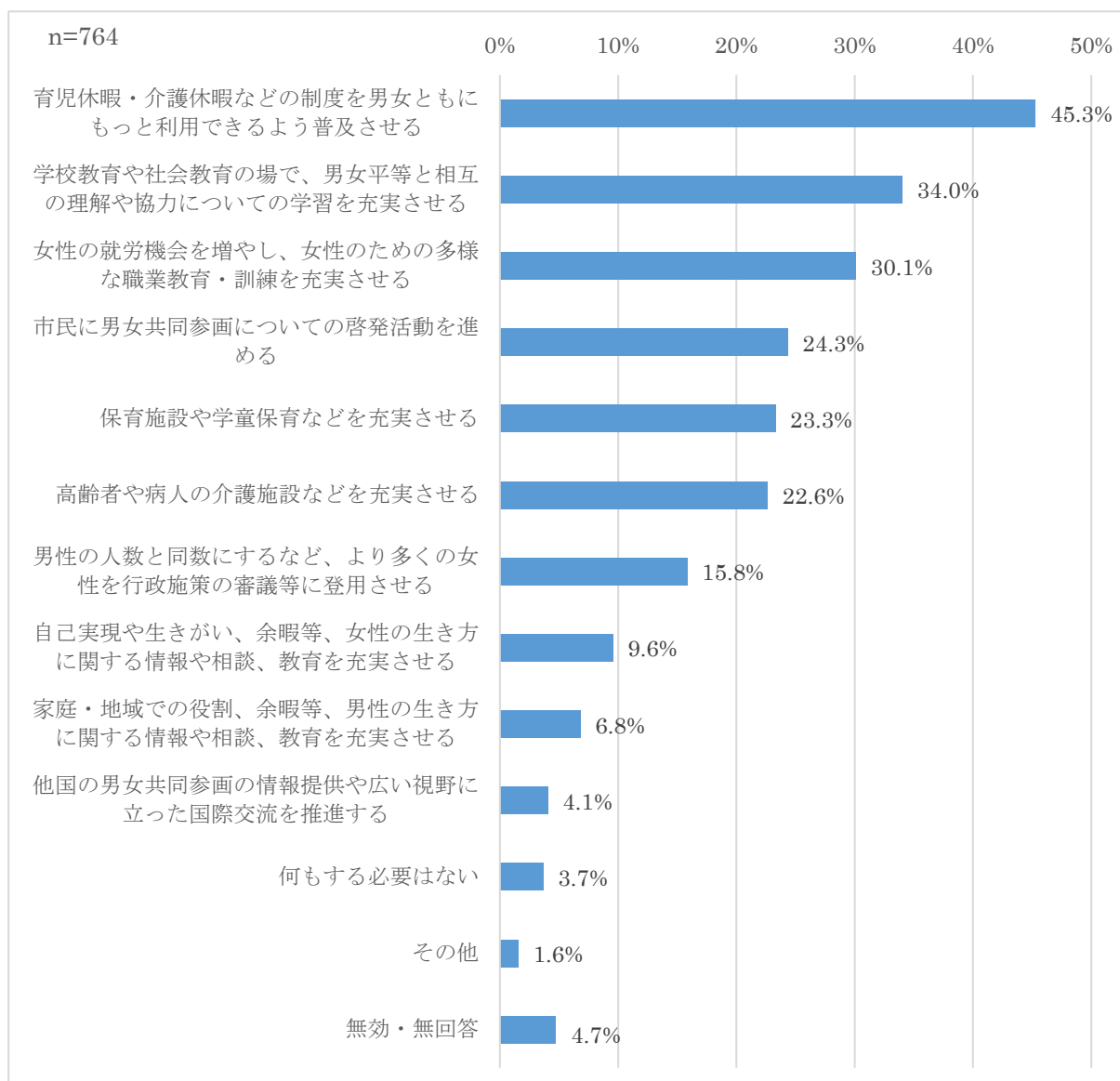
### (3) 男女の地域・社会参画について

◇議員や行政機関の委員、政策方針の決定の場に女性の参画が増えるために必要なこと  
 議員や行政機関の委員や政策方針の決定の場における女性の参画が増えるために必要なこととして、「男性優位の組織運営を改善すること」の項目が全体として2割を超え、高くなっています。また、20代、30代では、「人々の抵抗感をなくすこと」の項目も割合が高くなっています。一方、60代以上では、「女性自身が積極的な参画意識をもつこと」の項目を重視する割合も高くなっています。



◇男女共同参画社会をつくるために行政がすべきこと

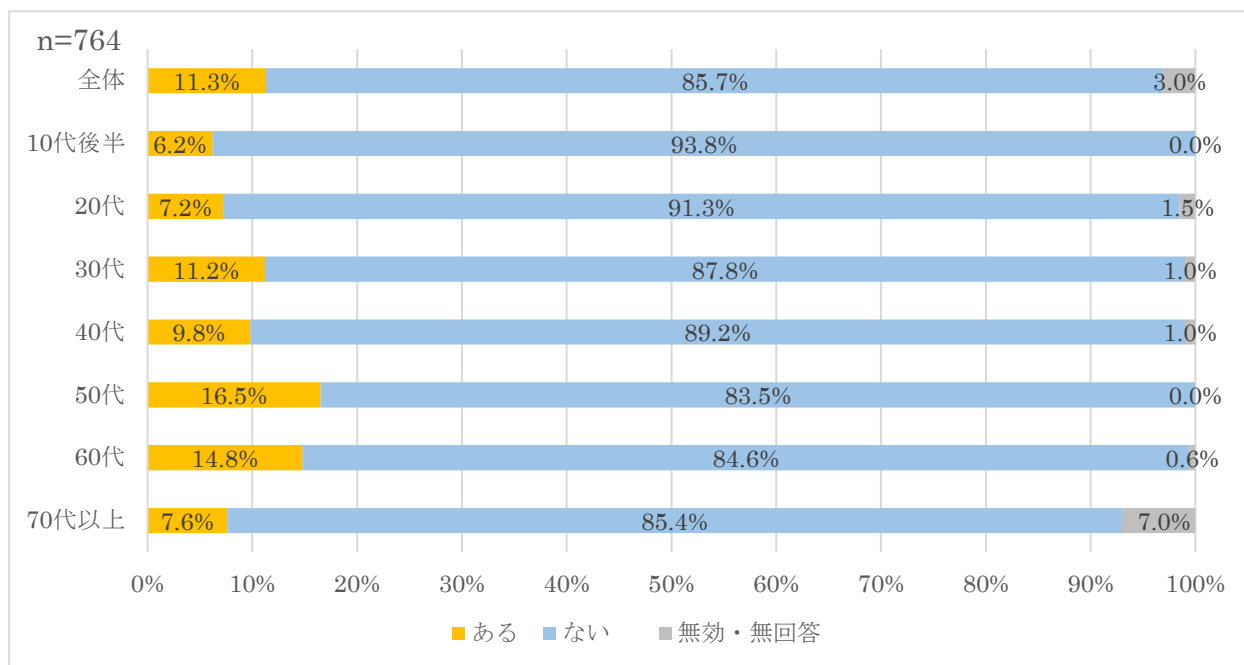
男女共同参画社会を実現させるため、行政が力を入れていくべきことについては、「育児休暇・介護休暇などの制度を男女ともにもっと利用できるよう普及させる」が45.3%、次に「学校教育や社会教育の場で、男女平等と相互の理解や協力についての学習を充実させる」34.0%、「女性の就労機会を増やし、女性のための多様な職業教育・訓練を充実させる」が30.1%と高くなっています。



#### (4) 配偶者・交際相手からの暴力（DV）について

##### ◇配偶者や交際相手からの暴力行為の有無

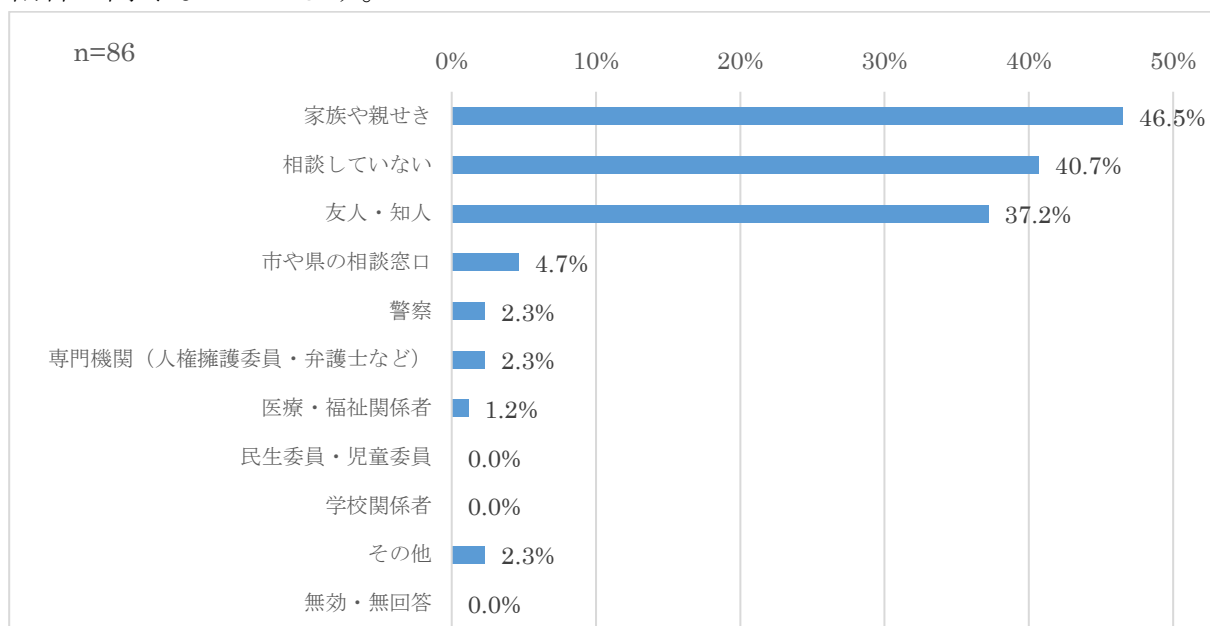
配偶者や交際相手からの暴力行為の有無については、どの年代でも約1割程度が暴力行為（DV）を受けたことがあると回答しています。また50代、60代では、ほかの年代よりも暴力行為を受けた割合が高くなっています。



##### ◇暴力を受けた時の相談相手

暴力行為を受けたときの相談相手としては、「家族や親せき」が最も高く 46.5%、次いで、友人・知人で 37.2%となっています。

一方で、「医療・福祉関係者」、「専門機関」、「市や県の相談窓口」等へ相談した人は非常に少なく、有効に活用されていない状況です。また、「相談していない」も 40.7%と割合が高くなっています。



### 3 本市の現状と課題

#### (1) 男女共同参画の意識づくり

- ・家庭生活においては男女の在り方が平等と感じている割合が高くなっていますが、地域の習慣やしきたり、政治においては、割合が低い結果となっています。
- ・「男は外で働き、女は家庭を守るべき」であるという考えに反対という割合が高くなっていますが、「食事のしたく」や「そうじ」、「洗濯」など家庭内の役割分担は女性に偏っています。
- ・暴力（DV）では、どの年代においても1割程度、暴力行為を受けたことがあることから、言葉等による精神的なものも含め、許されることのないあらゆる暴力やハラスメントを根絶するための意識啓発が必要です。
- ・男女共同参画に対する理解や意識改革のための機会の充実を図る必要があります。また、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、各世代や活動の場に応じた意識啓発の機会を設けるなど、男女共同参画社会の実現に向けた土台をしっかりと形成する必要があります。

#### (2) あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり

- ・性別を問わず、将来にわたって働き続けることが求められています。女性の結婚や出産後の再就職については、性別にとらわれない積極的な育児休暇や介護休暇などの制度を男女ともにもっと利用できるよう普及させることが非常に重要です。
- ・政策、方針の決定の場に女性の参画が増えるために必要なこととして「男性優位の組織運営を改善すること」の割合が高くなっています。また、「女性自身が積極的な参画意識をもつこと」を重視する割合も高くなっています。
- ・男女共同参画社会の実現のために、男女が協力し合うことはもちろん、さらなる女性の活躍につなげるためにも、多様な働き方への支援や女性委員の登用率の上昇、女性の人材育成など様々な場面において男女が活躍可能な環境を形成することが必要です。

#### (3) 互いを支え合える社会づくり

- ・人口は年々減少しており、合計特殊出生率が国・県に比べ大きく低下している状況や女性の就業率が30歳～69歳の幅広い年代で国・県よりも高いことから、仕事を変えず出産できる環境づくり、仕事をしながら育児をしやすい環境づくりを推進することが求められています。
- ・高齢化が進んでいる中で、生涯健康に過ごすための健康支援を推進することが求められています。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現の観点からも、子育て支援、介護支援等のサービスの充実を引き続き取り組むとともに、職場や家庭における子育て中の保護者・介護者に対する理解を広げていくことが重要です。
- ・様々な困難を抱える人々への支援に関しては、社会の多様化に伴い、支援のニーズは多様化していくことが考えられます。様々な困難を抱える人々がそれぞれの状況に応じた相談・支援を受けられる体制（環境）を充実させていくことが必要です。

## 4 男女共同参画推進計画数値目標の達成状況

指標		数値目標		
		基準値 (平成 29 年度) 2017 年度	最新値 (令和 3 年度) 2021 年度	目標値 (令和 4 年度) 2022 年度
1	男は外で働き、女は家庭を守るという考え方に反対である市民の割合※1	53.2%	59.5%	70.0%
2	夫婦間の役割分担の現状について、満足している市民の割合※2	65.5%	56.8%	80.0%
3	審議会・委員会等への女性の登用率	21.5%	25.7%	35.0%
4	配偶者や交際相手から暴力（身体的暴力・精神的暴力・社会的暴力など）を受けた経験がある市民の割合	女性 15.5% 男性 5.6%	11.3%	女性 7.8% 男性 2.8%
5	職場において男女が平等となっていると思う市民の割合	21.8%	23.0%	33.0%

指標 1、2、4、5（令和 3 年市民意向調査）

指標 3（令和 3 年版男女共同参画に関する年次報告）

※1 「反対」「どちらかと言えば反対」の合計割合

※2 「満足」「やや満足」の合計割合

## 5 男女共同参画推進団体等の意見

(1) 那須烏山市男女共同参画推進委員 (令和4年6月、9月、12月、令和5年3月の委員会において出た意見)

### 【男女共同参画計画の啓発活動】

- ・封筒や消しゴムスタンプでの啓発はそれなりの効果があると思われる。標語を募るなど男女共同参画について深く考える機会があってもよいのではないか。
- ・ホームページやお知らせ版に加え、ラインでの周知を図ってはどうか。
- ・SDGsのジェンダー平等の視点からの啓発も必要。
- ・住民の意識づくりをどう進めていくかが大きな課題である。

### 【男女共同参画にかかる教育・学習】

- ・子どもを対象とした事業や出前講座等の実施も検討してはどうか。
- ・学校での人権教育を強化し、性やLGBTに関する理解を深める。
- ・市民への学習の場の提供と周知の充実を。

### 【DV防止のための啓発活動】

- ・様々なDVがあることへの周知を図ることも理解を得る啓発活動では大事なことである。
- ・コロナの影響が強く出る分野で、啓発活動をすればするだけ命を助けることが増えることに直結している。更なる継続と推進が必要である。

### 【審議会・委員会等への女性委員登用】

- ・市の女性団体と連携を強化し、若い女性の登用に努めること。
- ・女性枠を設けて適任者を発掘するなど女性の登用率を上げる。
- ・登用後のメリットをアピールし地域の活性化につなげる。
- ・特定の女性リーダーだけでなく新しい女性リーダーの育成にも努めるべき。

### 【地域・社会において】

- ・女性の働き方改革や家族との関係改善が図られないと地域における女性進出が進まない。
- ・自治会の役員がほとんど男性である。行政区長など地域リーダーへの理解を得るための啓発が必要である。

### 【女性の活躍推進】

- ・市のワーク・ライフ・バランスの企業認定制度の運用に期待する。制度活用者のバックアップ体制の構築と女性活躍の情報の拡大が必要である。
- ・国を始めとし、県や各市町が連携し、女性活躍推進を積極的に推し進めることが大事。
- ・女性の働きやすさと女性の人権のバランスが重要。働く女性の声を多く盛り込み、女性に優しい事業の推進を期待する。

### 【ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）】

- ・共働き家族で子どもが小さい頃はワーク・ライフ・バランスが大変難しい。問題点の解決が図られるよう各分野の対策を進めることが必要。
- ・ワークの多様性とライフの充実には、ほっとした空間や楽しめる空間のような充実が市内に溢れていることで、生活と働く調和がより一層進むと考える。

**【健康づくり】**

- ・中高年の方々の健康づくりに関して安定している様子を感じる。今後、親子の健康に視点を移しても良いかもしれない。
- ・自分に合った健康づくりに取り組めるよう多くの種類の事業を提供してほしい。
- ・那須烏山市独自の健康寿命を知ることによって市民の健康への意識が高まり更なる向上を目指すのではないかと。

**【ひとり親家庭・生活困窮者等への支援】**

- ・地域や社協、民生委員との連携支援と情報の共有、連絡・相談体制の充実が重要。
- ・フードバンクの充実が喫緊の課題である。
- ・ひとり親や生活困窮者になる前の段階での相談機関の充実。
- ・継続的な支援や様々な取組をできるだけ増やすことが求められている。

**(2) 那須烏山市女性団体連絡協議会（アンケートから出た意見）****【本市の男女共同参画推進について】**

- ・結果は出ていないが、男女共同参画推進企業として具体的な取組が始まったことが分かった。
- ・今年実施したフォーラムは参加者が少なく高齢者ばかりだった。市職員や企業に動員をかけて必要な方が参加できるように働きかける必要がある。
- ・男女共同参画計画を策定し、推進していこうという意気込みを感じる。

**【本市の課題】**

- ・市民の意識改革が必要。特に年配者・先輩方男性の「女性はこうあるべき、これは女性の仕事だ」という考えを変えるべき。
- ・あらゆる場面（職場・自治会など）で女性の活躍・進出を促すことや、市議員・市管理職・検討委員等の女性の比率を増やすこと。
- ・女性が働きやすい職場を増やすこと。

**【本市に望むこと】**

- ・労働環境の改善（ワーク・ライフ・バランス、スキルアップ、育休等を取りやすくする、非常勤雇用を減らし正規雇用の割合を増やす等）をまず市役所から実現する。そして民間企業にも広げていくこと。
- ・互いを支えあえる社会、男女が自分らしく生きられる社会づくりに向け、もっと男女共同参画の啓発をするべきである。
- ・性別、年齢等それぞれ立場が違った人同士の交流の場を多くすること。お互いの持つ能力を認め互いに切磋琢磨し高めあうこと。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 市の将来像

本市では、多様な生き方を認め合うことを前提として、お互いについての理解を深めながら、慣習や制度として歴史的・文化的に作られてきた社会的性別による偏見や差別を解消し、お互いを認め合い、人が一人の人間として個性と能力を最大限に発揮していくことができる男女共同参画社会の構築を目指していきます。

誰もがお互いを尊重し個性と能力を発揮できる社会  
～今日から ここから みんなから ～

### 2 基本の視点

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画推進施策を総合的かつ一体的に取り組むために策定するものであり、基本の視点に従って推進していきます。

#### (1) 人権の尊重

男女が、性別による偏見や差別的扱いを受けず、個人としての尊厳を重んじ、一人の人間として能力を発揮し、多様な生き方を選択できる社会づくりを進めます。

#### (2) 社会における制度または慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みに基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、能力や個性を発揮できる生き方を自らの意思で選択できるよう配慮します。

#### (3) 政策等の立案及び決定の場における共同参画

社会の対等な構成員として、行政や地域などあらゆる場において、政策や方針などの決定に共同して参画できるようにします。

#### (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、家庭生活において、お互いを思いやり、互いに協力し合うことで、共に家族の一員としての役割を果たしながら良好な家庭を築き、同時に仕事や学習、地域活動に参画できるようにします。

#### (5) 男女の性についての理解と生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体的特徴や性についての理解を深め、相手を思いやる意識を持つことにより、生涯にわたり安全で健康的な生活を営むことができるようにします。

#### (6) 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることを考慮し、国際社会の動向を踏まえながら男女共同参画を進めます。

### 3 基本目標

那須烏山市が目指す男女共同参画社会の基本の視点の実現に向け、前計画の3つの基本目標を継承し、計画を推進します。

#### 基本目標1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現には、個人が性別に関わりなく、お互いを対等な人格として認め、尊重する意識を市民に持たせることが重要です。さらに、根強く残っている固定的な性別役割分担意識や無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消することが必要です。また、配偶者等からの暴力をはじめ、虐待や性暴力といった様々な暴力を根絶することも求められています。

そのために、家庭や学校教育、地域等の様々な活動の場において、男女共同参画社会についての理解を深め、男女共同参画を推進するための意識形成を図ります。

#### 基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり

あらゆる分野における取組が、男女共同参画の推進には重要です。男女の意見が平等に社会へと反映されるようにするには、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していく必要があります。そのために女性の人材育成・エンパワーメント支援、女性活躍の取組をさらに進めていきます。

また、地域における男女共同参画の推進のために、男女が共に地域社会の一員としての責任を担い、協力して活動に参加し、活躍できる環境づくりを目指します。

#### 基本目標3 互いを支え合える社会づくり

誰もがその能力を十分に発揮し、生きがいをもって生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を図り、互いを支え合う社会づくりが必要です。そのために、仕事と家庭生活等を両立に向けた啓発や子育てに参加しやすい環境整備の支援、男性の家庭参画への理解促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っていきます。

また、人生100年時代を見据えた、ライフステージ※に応じた生涯にわたる心と体の健康づくりや困難を抱える人や高齢者、障がい者、ひとり親などの人たちへの支援など、市民が生涯にわたって安心して暮らすことのできる社会づくりを進めます。

---

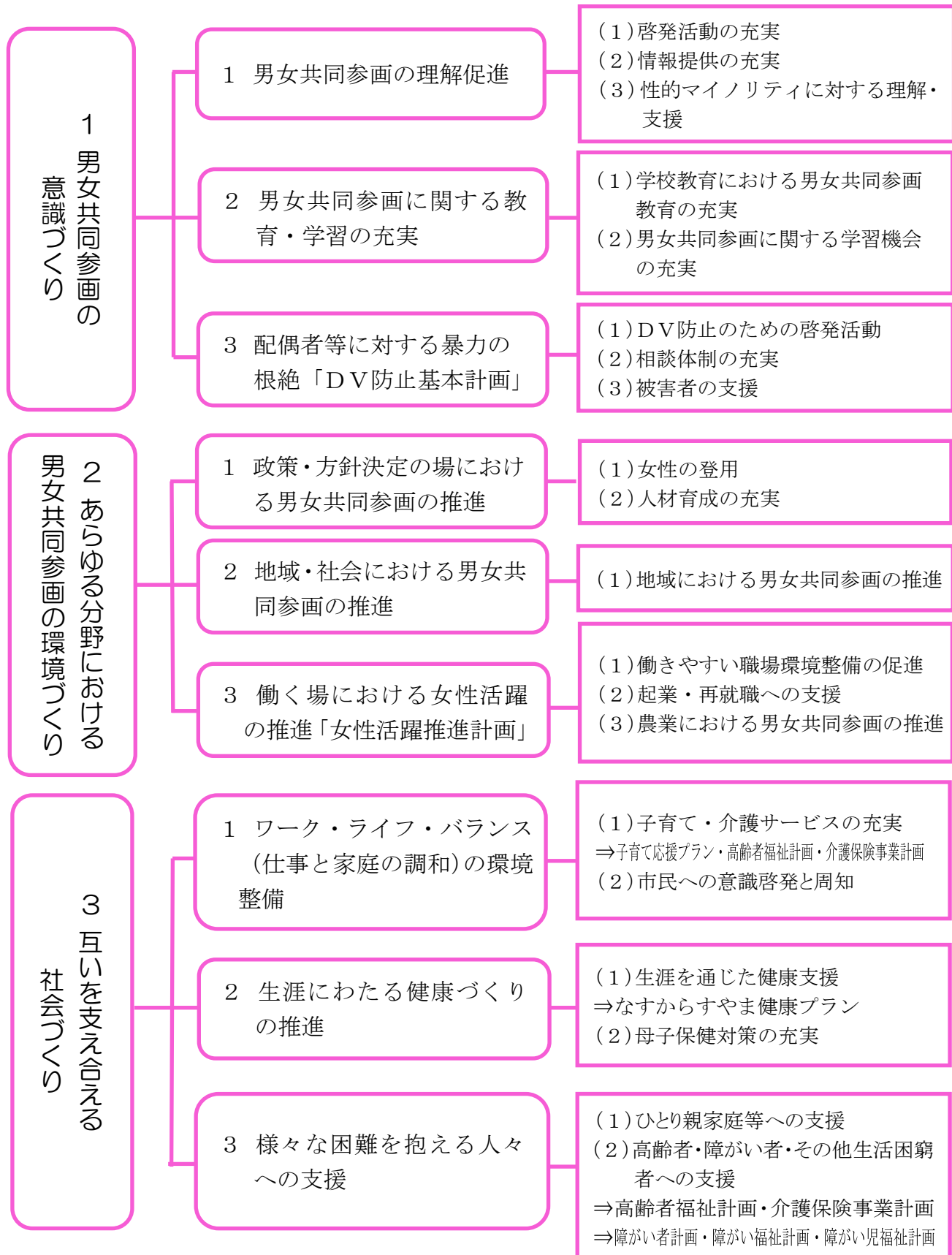
※ライフステージ…人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階

## 4 計画の体系

【基本目標】

【施策の方向】

【取組】



# 第4章 計画の内容

## 1 計画の内容

### 基本目標1 男女共同参画の意識づくり

#### 施策の方向1 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会の実現には、個人が性別に関わりなく、お互いを対等な人格として認め、尊重する意識を市民に持たせることが重要です。



令和3年に行った市民意識調査の結果を見ると、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という、従来の固定的な性別役割分担についての意識は、若い年代の方が薄くなっていますが、依然として残っていることがわかりました。また、少しずつ改善はされていますが家庭生活での女性の負担が高いことがわかります。

そうした、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対して様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動や情報の収集・提供を行っていきます。

#### (1) 啓発活動の充実

取組	事業の内容	担当課
男女共同参画に関する講座・講演会等の開催	男女共同参画に関する講座や講演会等開催し、男女共同参画意識の啓発を行います。	生涯学習課
男女共同参画週間の周知	男女共同参画週間に向けたキャッチフレーズの募集や、男女共同参画週間の広報を行います。	生涯学習課
市の郵送物・配布物へ男女共同参画推進の表示	市の郵送物・配布物へ男女共同参画推進の表示をし、男女共同参画に対する啓発を行います。	生涯学習課
人権に関する啓発活動	「人権作文・絵画」の募集、「人権の花」や「人権講話」の実施、人権問題に関するリーフレットの配布を行い、人権意識の啓発を行います。	市民課

(2) 情報提供の充実

取組	事業の内容	担当課
広報紙・ホームページを活用した情報提供	広報紙へ男女共同参画に関する記事を掲載します。 市内外の講座・講演会について、広報紙やホームページへの掲載を行うことで、男女共同参画に関する情報提供を行います。	総合政策課 生涯学習課
情報コーナーを活用した情報提供	市内外の情報誌・リーフレットを市施設の情報コーナーへ設置することにより、情報提供を行います。	生涯学習課

(3) 性的マイノリティに対する理解・支援

取組	事業の内容	担当課
誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けた「パートナーシップ制度」の推進	栃木県が実施する「とちぎパートナーシップ宣誓制度」との連携を図るとともに、本市におけるパートナーシップ制度を導入し自分らしく生きることのできる社会を目指します。	市民課
市民への理解促進	あらゆる機会を活用し、性的マイノリティを含めた様々な人権について市民に対する理解促進に努めます。	生涯学習課

## 施策の方向 2 男女共同参画に関する教育・学習の充実

男女共同参画社会づくりの活動においては、学校教育や家庭、地域での教育や学習の機会において、男女共同参画の視点に立つて行うことが重要です。また、子どものころからそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校教育の場における男女平等教育を推進していくことが大切です。

学校教育を通じた男女共同参画の意識づくりに取り組むほか、市民に向けた講座などの意識啓発を行っていきます。



### (1) 学校教育における男女共同参画教育の充実

取組	事業の内容	担当課
人権や性に関する学習の充実	学校教育活動全体を通じて、児童生徒が男女平等や男女相互の理解と協力の重要性について理解を深めるための教育を行います。 また、発達段階に応じ、性や性的マイノリティに関する理解を深めるための授業を行います。	学校教育課
人権教育に関する学習機会の提供	教職員やPTAなど教育関係者が男女共同参画の視点に立ち、児童生徒と関わることができるよう、広く人権教育に関する学習機会の提供を行います。	学校教育課 生涯学習課

### (2) 男女共同参画に関する学習機会の充実

取組	事業の内容	担当課
各種講座等の開催	公民館等において、男女共同参画の視点に立った講座を開催し、幅広い年代の市民が男女ともに学習できる機会を提供します。	生涯学習課
学習機会の情報提供	栃木県や各市町等が実施する男女共同参画に関する講座や研修会等について市公共施設の窓口やホームページなどを活用して情報を提供します。	生涯学習課

### 施策の方向3 配偶者等に対する暴力の根絶「DV防止基本計画」

配偶者等からの暴力（DV）は、身体だけでなく精神に対しても大きな影響を及ぼすものであり、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり被害者を深刻な状況に追い込むことが多くあります。また、コロナ禍による不安やストレス、在宅時間の増加によりDVにかかる相談件数が全国的に増加傾向にあると言われています。



令和3年に行った市民意識調査の結果によれば、どの年代においても配偶者や交際相手から暴力行為を受けたことがある人が一定数います。また、被害を受けた人のうち「相談していない」は40%と高くなっており、身近な人からの暴力に対して、相談できないなど、潜在化しやすいものとなっています。また、相談先も「家族や親せき」、「友人・知人」が多く、専門機関などに相談した割合が低くなっています。

防止に向けて、市民への意識啓発と情報提供を行っていくとともに、被害者が安心して相談でき、必要な支援を適切に受けられるよう取り組みます。

#### (1) DV防止のための啓発活動

取組	事業の内容	担当課
DVに関する広報の充実	リーフレット等の啓発資材を公共施設内の窓口やトイレに設置します。 また、機会を捉えた広報活動やSNSによる情報発信、ホームページへ掲載を行います。	こども課
女性に対する暴力をなくす運動の推進	毎年11月12日から25日に行われている、「女性に対する暴力をなくす運動」を推進するため、ホームページ等での啓発を行います。	こども課

(2) 相談体制の充実

取組	事業の内容	担当課
相談体制の整備及び各種相談窓口周知	女性相談支援員を配置し被害者の相談に応じるほか、各種相談窓口や専門機関の周知を行います。被害者支援にあたっては、迅速な支援が可能となるよう相談シート等を備えます。	こども課
職員の対応力向上	研修会等へ参加することにより、担当職員・相談員等の人材育成を図り、DV被害者等への対応力を向上させます。	こども課
関係機関との連携強化	緊急性のある被害者や、日本語が苦手な外国人被害者などの早期発見や状況に応じて適切な対応ができるよう、関係機関や庁内関係各課との連携を強化します。	こども課

(3) 被害者の支援

取組	事業の内容	担当課
緊急時における被害者の安全確保	関係機関と連携しながら、一時保護が行われるまでの避難場所の確保、医療機関の受診や入院、心身のケア等の支援を行います。	こども課 健康福祉課
被害者の適切な情報提供	被害者の自立のために、関係機関と連携し、公営住宅、健康保険、就業機会等などの継続的な情報提供を行います。	こども課



## 基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり

### 施策の方向1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定過程において男女が共に参画することで、様々な視点が確保されることから、社会経済情勢の変化に対応する力となります。そのため政策・方針決定の場における女性の参画の拡大に向け、市が率先して各審議会や委員会等における女性委員の選任に取り組みます。また、事業者や団体に向けた啓発及び地域活動における女性の活躍推進に取り組みます。



#### (1) 女性の登用

取組	事業の内容	担当課
審議会・委員会等への女性委員の登用	各審議会・委員会等における女性委員の登用率の上昇を図り、政策・方針決定の場における男女共同参画の推進を行います。	全課
市職員における女性管理職の登用	能力や実績を適切に評価し、意欲と能力のある女性職員を積極的に発掘し、女性管理職の登用を進めます。	総務課

#### (2) 人材育成の充実

取組	事業の内容	担当課
リーダーの育成・研修会	地域のリーダーとして活躍できる人材を育成するため、女性教育指導者研修等研修会への参加を支援します。	生涯学習課
女性団体への活動支援	女性団体連絡協議会及びその構成団体への活動支援を行うことで、組織の活性化を図ります。	生涯学習課
セミナー・講座の開催	様々な分野におけるスキルアップを図るためのセミナーや各種講座を開催、または、各種講座等の情報提供に努めます。	全課

## 施策の方向 2 地域・社会における男女共同参画の推進

男女が共に地域とのつながりの中で心豊かな生活を送るためには、地域活動においても男女が固定的な性別役割分担意識を見直すことが重要です。



令和3年に行った市民意識調査の結果では、町内行事などへの参加は女性が2割弱に対し、4割を超える男性が主に担当するとなっています。

地域づくりや生きがいづくりなど様々な地域活動や災害時のきめ細やかな対応において、男女双方の視点を反映することができるよう、地域で活動する各種団体へ男女共同参画を促進すると共に、情報提供や支援を行います。

### (1) 地域における男女共同参画の推進

取組	事業の内容	担当課
まちづくり団体・NPO法人など 各種団体への活動支援	各種団体への活動支援を通じて、地域と行政の協働による男女共同参画社会の推進を行います。	生涯学習課 まちづくり課
地域の防災活動における男女共同参画の推進	地域の防災活動・避難所運営等について男女共同参画の視点で行えるような体制づくりを支援します。	総務課

### 施策の方向3 働く場における女性活躍の推進「女性活躍推進計画」

男女共同参画における労働の側面について、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることが自己実現につながり、個人の幸福の根幹をなすものです。そして、少子高齢化に伴う人口減少が深刻化する中、女性の活躍を推進することで、経済社会に活力をもたらし、持続的成長にもつながります。そのため、新たな魅力や価値を見出せるよう、就労に意欲的な女性の社会進出及び能力発揮の促進を推進していきます。



また、性別を理由とする差別的取扱いやセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等の根絶や男女が共に働き続けられる職場環境づくりに向けた働き方改革を推進していきます。

#### (1) 働きやすい職場環境整備の促進

取組	事業の内容	担当課
事業所への働きやすい職場環境整備に関する制度等の周知	男女雇用機会均等法・育児介護休業法・次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法などの関係法令の趣旨・内容や働きやすい職場環境整備に関する各種制度、他事業所での先進的な取組等に関して、国・県・商工会等の関係機関と連携し、市内事業所に対し周知や啓発を行います。	生涯学習課 商工観光課
女性が活躍しやすい職場環境をつくる機運の醸成	様々な広報媒体を活用し、男女雇用機会均等法等の制度について広く市民向け周知、啓発を行うことで、職場全体で女性が働きやすい環境をつくる機運の醸成を図ります。	生涯学習課 商工観光課

(2) 起業・再就職への支援

取組	事業の内容	担当課
起業を目指す女性などへの支援	起業を目指す女性に関しては、市と商工会に相談窓口を設置するほか、商工会等が実施する起業者向けセミナーの情報提供などを行います。また、実際に起業する女性に対しては、補助金や融資で資金面での支援を行う等、創業支援等事業計画に基づき関係機関と連携し、総合的な支援を行います。	商工観光課
再就職に関する情報の提供	関係機関と連携し合同就職説明会を実施するほか、国や県などの主催するセミナーや面接会等の情報を積極的に発信します。	商工観光課

(3) 農業における男女共同参画の推進

取組	事業の内容	担当課
女性農業者の育成・確保	女性農業士など地域のリーダーとなり得る女性農業者の育成・確保のため、関係機関と連携し、相談窓口の充実や知識・技術の習得のための支援を行います。	農政課
女性農業団体の活動支援	女性農業者のネットワークづくりやグループ活動の支援を行い、女性農業者の活躍・能力発揮の場の活性化を図ります。	農政課
家族経営協定の締結促進	家族農業経営に携わる女性が、意欲とやり甲斐をもって経営に参画できるよう、家族経営協定の締結や見直しを推進します。	農政課

## 基本目標3 互いを支え合える社会づくり

### 施策の方向1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の環境整備

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、長時間労働の削減や労働生産性の向上などの働き方改革を進めるとともに、男性の育児休業の取得促進、多様な人々が活躍できるようなライフスタイルに対応した柔軟な働き方の導入が重要となります。



令和3年に行った市民意識調査の結果では、家庭における家事・育児・介護に関する男性の負担の割合が1割弱に対し、女性の負担が5割以上と多く、男性よりも女性が負担を強いられている状況が見受けられます。

そのため、子育てや介護に関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させる環境整備のために、子育て支援施設の整備や保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援や高齢者・介護サービスの充実・支援に取り組みます。

#### (1) 子育て・介護サービスの充実

(子育て応援プラン・高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

取組	事業の内容	担当課
地域で支え合う子育ての支援 子育て支援施設の整備 子どもの安全の確保	子どもが安心して遊べる公園等の環境整備に取り組みます。 子どもの安全安心の確保（幼保・教育施設・通学路等を含む）に努めます。 子どもの居場所づくりへの取組・推進を図ります。	こども課 都市建設課 学校教育課
孤立させない育児環境整備への取組	父親の育児参画への意識醸成に向けた啓発活動を行います。 家族全体で子育てに参加しやすい環境整備を支援します。	こども課
子育て家庭への支援	保護者の就労・多様なニーズに応じた各種サービス（一時預かり事業、放課後児童健全育成事業 等）を推進します。	こども課
出生・子育て支援にかかる経済負担の軽減	子どもを安心して産み育てるための経済負担の軽減（不妊治療費助成、こども医療費助成 等）を図ります。	こども課
地域で安心して生活できる安全・安心なまちづくり 健康で生きがいのある生活の支援 利用者の視点に立ったサービスの充実	地域生活課題の解消に向け、関係機関との連携による重層的支援体制の整備を図ります。地域包括ケアシステム（地域包括支援センター機能、在宅医療や介護予防 等）の充実・強化・推進を図ります。	健康福祉課

(2) 市民への意識啓発と周知

取組	事業の内容	担当課
意識啓発・周知	市民向けに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）に関する情報提供や意識啓発を図るために講座等の実施や広報等での意識啓発を図ります。	生涯学習課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	男女が共に働きやすい職場環境の実現に取り組む市内企業を市が認定することにより、市内事業所にワーク・ライフ・バランス推進に取り組むきっかけを提供するとともに、当該制度及び認定事業所を積極的に周知することにより、市全体でワーク・ライフ・バランスを推し進める機運の醸成を図ります。	商工観光課 総務課

## 施策の方向2 生涯にわたる健康づくりの推進

男女共同参画社会を実現させるためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、健康を維持するために主体的に行動することが重要です。特に、女性の心身の状態は、ライフステージごとに大きく変化するという特徴を理解する必要があります。

性別や年代に応じた健康づくり支援のため母子の健康確保・医療ケア体制の充実等に取り組みます。



### (1) 生涯を通じた健康支援（なすからすやま健康プラン）

取組	事業の内容	担当課
市民主体の健康づくり 楽しみながらトライできる健康づくり 支えあう仕組みがあるまちづくりの構築	「なすからすやま健康プラン」に基づき、ライフステージ別に「栄養・食生活」「運動・身体活動」「休養・こころの健康」「たばこ・飲酒」「歯の健康」「生活習慣病予防」にかかる事業及びみんなが一緒に取り組む健康づくりを推進していきます。	健康福祉課

### (2) 母子保健対策の充実

取組	事業の内容	担当課
母子の健康増進 産後ケアの推進 食育の推進	母子の健康確保・医療ケア体制の充実を図ります。 産後ケア事業等を通じた支援体制の確保・充実を図ります。 「食育推進計画」に基づき、事業を実施し、食育を推進します。	健康福祉課 こども課 農政課

### 施策の方向3 様々な困難を抱える人々への支援

様々な事情により経済的な困窮など困難を抱える人々が増加しています。特に女性には、出産・育児等によって就業を中断したり、非正規雇用者となったりするなど、生活上の困難に陥りやすいことから、寄り添った相談支援が求められています。また、高齢者や障がい者、性的マイノリティなどの人たちも安心して暮らせる社会を構築することも重要です。



そのため、男女共同参画の視点に立ち、困難に置かれている人たちも安心して暮らせるよう生活支援、子育て支援、安心できる生活環境の確保等、それぞれの家庭の状況に応じた相談・支援体制の充実に取り組むとともに、多様で複雑な地域課題について様々な機関が連携し重層的支援体制の整備を推進します。

#### (1) ひとり親家庭等への支援

取組	事業の内容	担当課
援護を必要とする子育て家庭の支援 ひとり親家庭の自立支援	子どもが、心身ともに健やかに成長できるよう、また、家庭環境によらず誰もが平等に支援を受けることができるよう支援体制の充実・推進に取り組めます。 子育てしやすいまちづくり推進のため、相談しやすい体制づくりと全庁をもって各種支援策を講じることができるよう連携を図ります。	こども課
経済的理由により就学困難と認められる子育て家庭の支援	小中学校における義務教育の円滑な実施及び教育の機会均等の実現に資することを目的に支援を行います。	学校教育課



(2) 高齢者・障がい者・その他生活困窮者への支援

(高齢者福祉計画・介護保険事業計画・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

取組	事業の内容	担当課
地域で安心して生活できる安全・安心なまちづくり 健康で生きがいのある生活の支援 利用者の視点に立ったサービスの充実 など	「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて高齢者支援にかかる事業の実施や相談体制の充実に努めます。	健康福祉課
身近な地域で安心した生活ができる共生の地域社会 など	「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づいて様々な障がいを抱える方々に対する事業の実施や相談体制の充実に努めます。	健康福祉課
生活困窮者等への自立支援	社会福祉協議会等関係機関との連携による相談者への支援検討を図っていきます。また、自立相談支援員による就労への助言やアドバイスの実施やハローワーク等との連携による就職の確保をしていきます。	健康福祉課
貧困家庭への支援	社会福祉協議会や子育て支援団体等と連携したフードバンクの充実、生理用品の配布等の支援を行います。	こども課 学校教育課 生涯学習課

## 2 計画の数値目標

本計画の推進にあたっては、基本目標ごとに以下の目標値を設定し、計画の推進状況を把握していきます。

### 「基本目標1 男女共同参画の意識づくり」

項目	直近の実績値 (令和3年度)	目標値(令和10年度)
男は外で働き、女は家庭を守るという考え方に反対である市民の割合	59.5%	70.0%
配偶者や交際相手から暴力(身体的暴力・精神的暴力・社会的暴力など)を受けた経験がある市民の割合	11.3%	5.5%

### 「基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり」

項目	直近の実績値 (令和3年度)	目標値(令和10年度)
審議会・委員会等への女性の登用率	25.7%	35.0%
職場において男女が平等となっていると思う市民の割合	23.0%	50.0%
男女が共に活躍できる社会環境づくりが浸透していると思う人の割合※	67.6%	71.0%

### 「基本目標3 互いを支え合える社会づくり」

項目	直近の実績値 (令和3年度)	目標値(令和10年度)
夫婦間の役割分担の現状について、満足している市民の割合	56.8%	80.0%
安心安全な出産、子育て可能な支援環境について整っていると思う市民の割合※	61.1%	64.8%
ワーク・ライフ・バランス等に取り組む市内企業の認定数(累計)※	5件	20件

直近の実績値は令和3年市民意向調査より

※ 那須烏山市第3次総合計画より

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制の充実

#### (1) 推進体制

男女共同参画社会の実現にあたっては、男女を取り巻く社会的背景を踏まえたうえで、あらゆる分野において総合的かつ計画的に施策を推進していくことが必要です。

男女共同参画に関する施策を着実に推進していくために、その基盤となる推進体制の充実に努めます。

#### ① 庁内の推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していくためには、複数の担当課による協力・連携が必要になります。そのため、全ての職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識を持ち、生涯学習課を中心に全庁体制により推進することで計画の実現に向けて取り組んでいきます。

#### ② 市民、事業所、団体等との連携

男女共同参画社会の実現には、市が直接行う施策だけでなく市民、事業所、団体等各立場で本計画の主旨と目的を理解し、自発的かつ主体的な行動をとることが必要不可欠です。そのため、これらの各主体と連携して推進できる体制づくりを進めます。

#### ③ 国・県・近隣市町・関係機関等との連携

市の男女共同参画計画を効果的に推進していくため、国・県の計画や方針との整合性に配慮しながら取り組むことが必要です。そのため、国や県、近隣市町等との連携や情報交換に努め、施策の推進に活かします。

#### (2) 男女共同参画推進委員会

本市における男女共同参画計画の推進に関する取組について毎年度点検・評価し、本市の課題と取り組むべき施策について検討します。

## 2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、「PDCAサイクル」の考え方（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（見直し））を基本とし、定期的に点検・評価をし、各施策の改善点を明らかにして、次年度より効果的な施策の推進に生かしていきます。

